

市第 145 号議案

横浜市港湾施設使用条例の一部改正

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 3 月23日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例

横浜市港湾施設使用条例（昭和24年 9 月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 号ア中「及びはしけ」を「、はしけ及び引き船」に改め、同号に次のように加える。

ウ 引き船（係留場所として市長が告示して定める岸壁に係留するものに限る。）

1 月 1 隻ごとに 72,000円

ただし、第 3 号イの小型船係留施設使用料を徴収した引き船については、岸壁使用料は徴収しない。

第12条第 3 号イを次のように改める。

イ 引き船係留施設

1 月 1 隻ごとに 72,000円

ただし、第 1 号ウの岸壁使用料を徴収した引き船については、小型船係留施設使用料は徴収しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市港湾施設使用条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

岸壁及び小型船係留施設の使用料を改定するため、横浜市港湾施設使用条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市港湾施設使用条例（抜粋）

（ 上段 改正案
下段 現 行 ）

（ 使用料 ）

第 12 条 第 3 条の規定により、港湾施設（第 17 条第 1 項に掲げる港湾施設を除く。）の使用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる額（第 4 号、第 8 号、第 12 号イ及び第 15 号（新港ふ頭旅客施設の使用料に限る。）に掲げるものにあつては、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）その他の法令に基づき消費税を免除される場合を除き、当該各号に定める額に 1.05 を乗じて得た額）の使用料を納付しなければならない。

(1) 岸壁使用料

ア 船舶（主として京浜港内を運航する汽艇、はしけ及び引き船を除く。）

（ア）、(イ) 及びイ省略）

ウ 引き船（係留場所として市長が告示して定める岸壁に係留するものに限る。）

1 月 1 隻ごとに 72,000 円

ただし、第 3 号イの小型船係留施設使用料を徴収した引き船については、岸壁使用料は徴収しない。

（第 2 号省略）

(3) 小型船係留施設使用料

（ア省略）

イ 引き船係留施設

1 月 1 隻ごとに 72,000 円
1 月 1 船席ごとに 72,000 円

ただし、第 1 号ウの岸壁使用料を徴収した引き船については、小型船係留施設使用料は徴収しない。

(第 4 号から第 20 号まで省略)